

# 第30回 定時株主総会 招集ご通知

平成29年3月1日 ▶ 平成30年2月28日



## 開催情報

日時

平成30年5月24日（木曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

茨城県つくば市西大橋599番地1  
カスミつくばセンター  
2階 第一研修室  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

- 招集ご通知
- 招集ご通知提供書面  
事業報告  
連結計算書類  
計算書類  
監査報告
- 株主総会参考書類

株式会社 ワンダーコーポレーション

証券コード：3344

株 主 各 位

茨城県つくば市西大橋599番地1  
**株式会社ワンダーコーポレーション**  
代表取締役社長兼CEO 高田 修

### 第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年5月23日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年5月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 茨城県つくば市西大橋599番地1  
カスミつくばセンター 2階 第一研修室  
(末尾の会場ご案内函をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第30期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第30期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
  - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
  - 第6号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、本招集ご通知の提供書面の記載に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.wonder.co.jp/corporation/>) に掲載しております。したがって、本招集ご通知の提供書面の連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.wonder.co.jp/corporation/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年3月1日から  
平成30年2月28日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策を背景とした企業収益の改善は見られたものの、世界経済の不確実性もあり、先行きについては不透明な状況が続いております。小売業界におきましては、依然として雇用環境の変化による人手不足、業種・業態を越えた競争激化、また物価の上昇や消費者の生活防衛意識の高まりにより、依然として個人消費は力強さに欠け、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは前期までの業績悪化・二期連続経常利益赤字の状況を踏まえ、経営体制の刷新を行いました。新経営体制においては、各事業の課題の洗い出し・市場環境分析を詳細に行いました。具体的には、WonderGOO事業において過年度で行われた、大型文具・書籍売場導入等の大規模改装により混乱した各店舗のQSCを改善すべく、店舗・本部が一体となり店舗運営体制の強化に努めました。

さらにWonderREX事業においては、成長するリユース市場環境に対応すべく、新たに社内育成機関REX大学を設立し、査定や独自の接客ノウハウを持つ人材の育成に努め、新規1店舗・改装移転1店舗、計2店舗の出店を実現しました。

こうした既存事業の改善の他、新規事業として新たにフィットネス事業に参入し、独自のプログラムにより短時間で効果的にトレーニングできる「TetraFit」3店舗の出店を実現しました。また、事業の改善と並行し販管費の見直しを徹底して行い、前期比約14億円の削減を実現すると共に、将来の顧客価値のさらなる変化に対応すべく「新中期経営計画（ワンダーリバイバルプラン2022）」を昨年10月に発表いたしました。

この他、当社の再建・再生を加速すべく、平成30年2月にRIZAPグループ株式会社と資本業務提携契約を締結いたしました。今後、両グループの商材と販路を生かしたクロスセルやEC展開の強化、イベント企画強化、購買・物流コストの削減の他、「PB商品強化」およびグループ商材・サービスを活用した「高収益ハイブリッド型店舗への転換」などを早期に実現すべく協議を進めてまいります。

当連結会計年度末の店舗数については、WonderGOO事業80店舗（内、FC8店舗）、WonderREX事業25店舗（内FC2店舗）、TSUTAYA事業93店舗、新星堂事業102店舗、合計300店舗となりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は72,954百万円（前年同期比1.7%減）、営業利益は296百万円（前年同期は営業損失478百万円）、経常利益は475百万円（前年同期は経常損失278百万円）となりました。

また、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、過年度の大型文具・書籍導入に伴う投資採算性の低下による減損の兆候が認められたことなどから、将来の投資回収可能性を再検討した結果、第4四半期会計期間においてWonderGOO店舗他29店舗の減損処理を行ったことにより664百万円の特別損失を計上し、親会社株主に帰属する当期純損失は448百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,124百万円）となりました。

なお、事業別の概況は以下のとおりです。

#### [WonderGOO事業]

WonderGOO事業におきましては、過年度で行われた大型文具・書籍売場導入等の大規模改装により混乱した各店舗のQSCを改善すべく、社長をリーダーとした改善プロジェクトを始動させ、店舗・本部が一体となり店舗運営体制の強化に務めました。特に、従来から顧客支持の高いゲーム売場の再強化に務め、新型ゲーム機や大型タイトルの発売によりゲーム部門の販売が前年比120%と好調に推移し、同事業の収益を牽引する結果となりました。

一方、顧客支持が減退しているアイテム等については、今後RIZAPグループ株式会社との協業により、同社グループの商材のうちWonderGOOの顧客との親和性が高いアイテムやサービスの導入を検討するなど、今後も各店の収益力の向上を図るべく様々なアクションを遂行してまいります。

#### [WonderREX事業]

WonderREX事業におきましては、4月に移転増床した「WonderREX野田桜の里店」や11月に新規出店した「WonderREXベイフロント蘇我店」が、拡大するリユース市場の追い風を背景に、好調に推移し収益向上に大きく寄与いたしました。

既存店においても、必要在庫や粗利益率の高いアイテムの確保を目的とし、従来の店舗買取だけでなく、Web買取や出張買取の「宅買便」による取組に注力し、下半期は上半期に比べ2ポイント程度の粗利益率の改善を果たしました。

また、今後継続的に事業を成長させるため、新たに社内育成機関REX大学を設立し、査定や独自の接客ノウハウを持つ人材の育成に務めました。今後は、REX大学で計画的に人材を育成し、出店を着実に実行してまいります。

#### [TSUTAYA事業]

TSUTAYA事業におきましては、主力である映像・音楽レンタル部門が、スマートフォンを中心とした、お客様のコンテンツ方法の多様化の影響を受け、厳しい状況が続いております。これに対し、独自で展開している有料会員サービスの拡充や、レンタル売場を顧客支持の高い物販アイテムやトレカ等のコトサービスへの転換を図り、安定的な収益確保を進めてまいりました。また、映像・音楽レンタル中心の事業構造から転換を図るべく、物販中心の「TSUTAYA BOOK STORE およまハーヴェストウォーク店」、「TSUTAYA 小山口ブレ店」を新規出店し、「TSUTAYA 鶴ヶ峰駅前店」の店舗譲受をいたしました。さらにトレーディングカード専門店である「バトロコ」においても「水戸駅前店」、「札幌狸小路店」、「小山駅前店」を出店し、宅配洗濯代行サービスのWASH&FOLD晴海店の営業譲受、台湾ファブリックブランドの「inBloom印花楽蔵前店」をオープンするなど様々な事業展開を進めております。

#### [新星堂事業]

新星堂事業におきましては、各新星堂店舗が入居する各商業施設や、その他大型商業施設を中心とした、音楽イベント請負事業が好調に推移し、年間約6,000回のイベントを実施するにいたりました。当社が手がける各種イベントは、商業施設における顧客の来店動機に直結するため、各デベロッパ様のニーズも高いため、今後も引き続き注力してまいります。

また、昨年12月にはイオンエンターテイメント株式会社様と、コンテンツのプロモーション、スクリーン・店舗イベント、商品販売に関する共同プロジェクトを実施することで合意いたしました。今後は、アニメイベントや声優コンサートイベント、CDリリースに合わせたミュージシャンのファンミーティング等を、首都圏のイオンシネマを中心に開催してまいります。

一方で、既存店における音楽・映像ソフトの販売は、大型アーティストのベスト盤が好調に販売推移したものの、第2四半期以降におけるリリースタイトルの不足により、厳しい結果となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資額は630百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

店 舗 名	会 社 名	設 備 内 容	開 店 年 月	所 在 地	売 場 面 積
WonderREX 野田桜の里店	当 社	移 転 増 床	平成29年4月	千葉県野田市	2,435㎡
WonderREX バイフロント蘇我店	当 社	新 規 出 店	平成29年11月	千葉県千葉市	1,591㎡

ロ. 当連結会計年度継続中の主要設備

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループでは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と当座借越限度額総額9,900百万円の当座借越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座借越の借入実行残高は8,720百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第27期	第28期	第29期	第30期
	平成27年 2月	平成28年 2月	平成29年 2月	(当連結会計年度) 平成30年 2月
売 上 高 (百万円)	83,898	78,462	74,196	72,954
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	371	△452	△278	475
親会社株主に帰属する当期純損失 (百万円)	113	765	1,124	448
1株当たり当期純損失 (円)	21.13	146.11	201.65	80.33
総 資 産 (百万円)	40,806	37,636	35,643	34,733
純 資 産 (百万円)	13,649	11,256	10,055	9,712
1株当たり純資産額 (円)	2,181.25	1,945.49	1,727.37	1,657.32

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

(注) RIZAPグループ株式会社が平成30年2月20日から平成30年3月22日までを公開買付期間として行った当社の普通株式に対する公開買付け及び当社が平成30年2月19日付で届け出を行った有価証券届出書に基づくRIZAPグループ株式会社を割当予定先とした第三者割当による新株式の発行により、RIZAPグループ株式会社が当社の親会社となっております。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(株) ワ ン ダ ー ネ ッ ト	10百万円	100.0%	携帯電話等の小売
(株) V i d a w a y	100百万円	63.6%	音楽・映像ソフト等のレンタル
(株)ニューウェイブファシリティーズ	50百万円	100.0%	ファシリティー業
(株) T ポ イ ン ト パ ー ト ナ ー ズ つ く ば	10百万円	51.0%	Tポイントに関する加盟店獲得、 代理店獲得

#### (4) 対処すべき課題

当エンタテインメント小売業界におきましては、ネット通販や電子書籍、音楽・映像のコンテンツ配信等、商品やサービスを得る手段の多様化により、業種業態を超えた企業間競争が激化し、より一層厳しい経営環境で推移するものと予想されます。

今後こうした経営環境に対処するため、当社グループでは、以下の点を遂行してまいります。

- ① 狭義のエンタメ事業にこだわらず、RIZAPグループ(株)と協働し、地域のお客様の生活の質を向上させるサービスや商品を提供する。
- ② WonderREX事業を拡大する。成長エンジンと位置づけ、新規出店を積極的に実施することで関東No.1チェーンストアを目指す。
- ③ WonderGOO・新星堂事業のエンタメパッケージ分野における床面積や商品在庫を効率的にする。
- ④ お客様参加型のビジネスを拡大する。主に、イベント事業等を伸ばし、モノからコトへの転換を図る。
- ⑤ 今後のワンダーグループの企業価値を高めるため、地域のお客様に役立つ新規事業の開拓を積極的に推進する。
- ⑥ ブランド問わず原則として今後収益が見込めない店舗及び事業の業態を変換する。

#### (5) 主要な事業内容 (平成30年2月28日現在)

事業区分	事業内容
WonderGOO事業	ゲームソフト、音楽ソフト、映像ソフト、書籍、化粧品、携帯電話等の小売販売及びそれら商品の一部をFCへ卸売
WonderREX事業	ブランド品、貴金属、衣料、服飾雑貨、オーディオ、家電等のリユース商品の買取・販売
TSUTAYA事業	ゲームソフト、音楽ソフト、映像ソフト、雑誌の販売及び音楽ソフト、映像ソフトのレンタル
新星堂事業	音楽ソフト、映像ソフト等の小売販売

(6) 主要な事業所 (平成30年2月28日現在)

- ① 本店 茨城県つくば市西大橋599番地1
- ② 物流センター 埼玉県入間郡三芳町大字上富2117  
武蔵貨物自動車(株)三芳加工センター内
- ③ 直営 290店舗

会社名	事業区分	所在地	店舗数
当 社	WonderGOO事業	茨城県	35
		千葉県	15
		埼玉県	7
		栃木県	6
		群馬県	6
		福島県	2
	WonderREX事業	茨城県	13
		千葉県	7
		栃木県	1
		群馬県	1
	新星堂事業	三重県	1
		東京都	16
		愛知県	16
		千葉県	12
		神奈川県	12
		埼玉県	8
		大阪府	7
		福岡県	3
		岐阜県	3
		茨城県	2
栃木県	2		
山形県	2		
山梨県	2		
静岡県	2		
奈良県	2		
兵庫県	2		

会社名	事業区分	所在地	店舗数
当 社	新 星 堂 事 業	広島県	2
		山口県	2
		熊本県	2
		宮城県	1
		石川県	1
		三重県	1
		長崎県	1
		宮崎県	1
		小 計	196
(株) ワンダーネット	WonderGoo事業	茨城県	1
(株) Vidaway	T S U T A Y A 事 業	千葉県	15
		北海道	12
		神奈川県	12
		東京都	12
		群馬県	9
		宮城県	9
		岩手県	7
		青森県	5
		栃木県	4
		福島県	3
		茨城県	1
		山形県	1
		埼玉県	1
		大阪府	1
		福井県	1
小 計	93		
計	290		

④ フランチャイズチェーン（FC）の店舗展開地域及び店舗数

店舗展開地域		店舗数
北海道・東北地区	北海道、青森県、岩手県、宮城県	6
東海・中部地区	静岡県、愛知県	4
計		10

## (7) 使用人の状況 (平成30年2月28日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前連結会計年度末比増減
男 性	674名	—
女 性	146名	5名 減
合 計	820名	5名 減

(注) 上記の他パートタイマー及びアルバイトを2,862名(8時間換算)雇用しております。

### ② 当社の使用人の状況

区 分	使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	526名	5名 減	42歳10か月	16年2ヶ月
女 性	91名	1名 増	36歳9か月	11年5ヶ月
合 計	617名	4名 減	42歳0か月	15年6ヶ月

(注) 1. 上記の使用人数には、出向社員5名が含まれております。

2. 上記の他パートタイマー及びアルバイトを2,134名(8時間換算)雇用しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (平成30年2月28日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 常 陽 銀 行	2,198百万円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	1,950百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,599百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,545百万円
株 式 会 社 筑 波 銀 行	1,500百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,266百万円

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日より、株式会社三菱UFJ銀行へ銀行名を変更しております。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成30年2月28日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 12,472,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 5,579,184株  |
| ③ 株主数        | 8,180名      |
| ④ 大株主（上位10名） |             |

株主名	持株数	持株比率
株式会社カスミ	2,404,200株	43.1%
株式会社Kパートナーズ	1,102,200株	19.8%
株式会社T S U T A Y A	307,053株	5.5%
日下孝明	288,700株	5.2%
株式会社S B I証券	99,600株	1.8%
ワンダーコーポレーション従業員持株会	98,977株	1.8%
ワンスア라운드株式会社	37,500株	0.7%
日本証券金融株式会社	33,300株	0.6%
船山益宏	22,800株	0.4%
楽天証券株式会社	22,700株	0.4%

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式（2,411株）を控除して算出しております。
2. RIZAPグループ株式会社が平成30年2月20日から平成30年3月22日までを公開買付期間として行った当社の普通株式に対する公開買付け及び当社が平成30年2月19日付で届け出を行った有価証券届出書に基づくRIZAPグループ株式会社を割当予定先とした第三者割当による新株式の発行により、当社の発行済株式数の総数は7,559,184株、RIZAPグループ株式会社の持株数は5,671,812株、持株比率75.1%となっております。また、当事業年度末に主要株主でありました株式会社カスミ及び株式会社Kパートナーズは主要株主ではなくなっております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ② 当該事業年度中の使用人等に対する新株予約権等の交付の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成30年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	小 瀧 裕 正	(株)カスミ取締役会長
代 表 取 締 役 社 長	高 田 修	(株)ニューウェイブファシリティーズ代表取締役社長 (株)Tポイントパートナーズつくば代表取締役社長
取 締 役	宮 本 正 明	管理本部長
取 締 役	阿 曾 雅 道	営業本部長 (株)ワンダーネット代表取締役社長
取 締 役	鈴 木 定 芳	
常 勤 監 査 役	塚 田 英 雄	
監 査 役	木 島 千 華 夫	弁護士
監 査 役	内 田 勉	(株)カスミ監査役 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)常勤監査役

- (注) 1. 取締役会長の小瀧裕正氏及び取締役の鈴木定芳氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役の木島千華夫氏及び内田勉氏は、社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役の塚田英雄氏は、長年の経理業務の経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、監査役木島千華夫氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 当事業年度末日後に生じた取締役の担当の異動は、次のとおりであります。

氏 名	担 当 の 状 況		異 動 年 月 日
	異 動 後	異 動 前	
高 田 修	CEO	—	平成30年4月1日
阿 曾 雅 道	営業本部長兼COO	営業本部長	平成30年4月1日
宮 本 正 明	監査室長	管理本部長	平成30年4月1日

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
日下孝明	平成29年5月25日	任期満了	取締役相談役
塚田英雄	平成29年5月25日	任期満了	取締役管理副部長
吉原洋介	平成29年5月25日	任期満了	取締役営業本部REX営業部長
大宮敏靖	平成29年5月25日	任期満了	取締役社長付
木村元昭	平成29年5月25日	任期満了	取締役
三矢健	平成29年5月25日	任期満了	取締役 (株)Vidaway 代表取締役社長
金澤能夫	平成29年5月25日	任期満了	常勤監査役

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (内、社外取締役)	10名 (2名)	46,315千円 (10,050千円)
監査役 (内、社外監査役)	4名 (2名)	19,911千円 (8,724千円)
合計 (内、社外役員)	14名 (4名)	66,227千円 (18,774千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成15年5月30日開催の第15回定時株主総会決議において年額150,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成15年5月30日開催の第15回定時株主総会決議において年額40,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役会長小濱裕正氏は、(株)カスミの取締役会長を兼務しており、(株)カスミと当社との間には、店舗等の賃借の取引関係があります。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

氏名	地位	主な活動状況
小 濱 裕 正	取締役会長	当事業年度開催の取締役会14回の内9回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
鈴 木 定 芳	取締役	社外取締役就任後に開催された取締役会11回の内9回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
木 島 千 華 夫	監査役	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会11回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
内 田 勉	監査役	当事業年度開催の取締役会14回の内13回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会11回全てに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

二. 責任限定契約に関する事項

社外取締役及び社外監査役と個別に締結している責任限定契約はありませんが、当社は、平成15年3月20日開催の臨時株主総会及び平成18年5月25日開催の第18回定時株主総会において定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	60,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60,000千円

- (注) 1. 当社は、会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、上記の他、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査役会は、その決議により株主総会に提出する会計監査人の解任及び不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」及び「行動規範」を定め、周知徹底を図る。また、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。更に、「内部通報者保護規程」を策定し、通報者の保護を徹底すると共に、通報窓口を設置して不正行為等の早期発見を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理の体制を整備し、リスク管理に関する各種規程・マニュアル等を整備し、その周知徹底を図る。また、リスク対応の体制を策定し、機動的に機能するための情報の共有化と役割の周知を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
月1回の定時取締役会を開催する他、適宜臨時取締役会を開催する。また、経営に関する重要事項については、週1回開催の経営会議において審議し、取締役会において執行決定を行うものとする。更に、社内規程により、職務権限・業務分掌等を明確にし、会社の機関相互の連携を強化することで、効率かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図る。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
グループ各社から定期的に経営状況の報告を受け、経営方針、問題点を取締役会及び経営会議において報告する。また、当社の監査室において、定期又は臨時にグループ各社の監査を実施し、経営会議及びグループ各社の関係部署に報告する。

- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役が必要とした場合、取締役会は監査役と協議の上、監査室員を監査役の補助すべき使用人として指名することができる。当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、不正行為や重要な法令違反並びに定款違反行為、その他重要な事項等を監査役に報告するものとする。また、監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができるものとする。監査役は、会計監査人及び監査室と情報交換に努め、連携して当社及び当社グループ各社の監査の実効性を確保するものとする。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
金融商品取引法及びその他の関係法令の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われるために、関連諸規程を整備すると共に、内部統制の体制整備、運用、評価を行い、財務報告の信頼性を確保する。
- ⑨ 反社会勢力排除に向けた体制  
市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関わりを持たず、不当要求等に対しては明確に拒絶すると共に、警察、弁護士等の外部専門機関との連携を図り厳格に対処する。

## **(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

- ① 取締役会を14回開催し、社外取締役を含む各取締役は、法令又は定款等に定められた事項及び経営上重要な事項について審議を行っております。また、他に取締役会決議があったとみなす書面決議が2回ありました。
- ② 監査役会を11回開催し、社外監査役を含む各監査役は、監査方針、監査計画に基づき、取締役会への出席や業務執行に関する重要な文書の閲覧等を通じて取締役の業務執行、法令及び定款等の遵守状況について監査を行っております。
- ③ 監査室は、年度監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施し、監査結果を代表取締役及び監査役会に報告しております。
- ④ 経営会議を毎週火曜日に開催し、当社の常勤役員は、経営上重要な事項について審議を行っております。

## **(7) 会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

## **(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして位置付け、事業の拡大による収益向上及び安定的な経営基盤の確保に努めると共に、内部留保の充実などを勘案しつつ業績に応じた適正、かつ継続的な利益配分を行うことを基本としております。今後も、中長期的な視点に立って成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入し、継続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の拡大に努めてまいります。

上記方針のもと当事業年度の期末配当金につきましては、従来継続していた配当を無配とさせていただきます。なお、内部留保金につきましては、成長性、収益性の高い事業への投資と共に、既存事業の効率化、活性化のための投資及び人材育成に活用してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>21,724,353</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>17,920,694</b>
現金及び預金	5,120,097	買掛金	4,169,823
売掛金	1,172,732	短期借入金	8,720,000
商貯蔵品	13,701,034	一年内償還予定の社債	20,000
未収入金	19,755	一年内返済予定の長期借入金	1,415,636
繰延税金資産	608,392	リース債務	550,452
その他の貸倒引当金	305,122	未払金	288,254
	800,716	未払費用	1,092,086
	△3,498	未払法人税等	292,350
		未払消費税等	315,323
		賞与引当金	153,464
		ポイント引当金	392,852
		その他の	510,451
<b>固 定 資 産</b>	<b>13,009,556</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>7,101,064</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>6,640,405</b>	社債	280,000
建物及び構築物	3,746,337	長期借入金	3,287,348
土地	1,207,858	リース債務	1,220,721
リース資産	1,135,344	退職給付に係る負債	493,781
その他の	550,864	預り保証金	448,912
		資産除去債務	838,189
<b>無形固定資産</b>	<b>621,487</b>	繰延税金負債	362
のれん	183,615	その他の	531,747
その他の	437,871	<b>負 債 合 計</b>	<b>25,021,759</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,747,663</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	8,503	株 主 資 本	9,119,715
敷金及び保証金	5,157,725	資 本 金	2,358,900
繰延税金資産	13,734	資 本 剰 余 金	2,472,235
その他の	655,686	利 益 剰 余 金	4,290,666
貸倒引当金	△87,987	自 己 株 式	△2,087
		その他の包括利益累計額	122,775
		その他有価証券評価差額金	567
		退職給付に係る調整累計額	122,208
		非支配株主持分	469,659
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>9,712,151</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>34,733,910</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>34,733,910</b>

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主総会参考書類

# 連結損益計算書

(平成29年3月1日から  
平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	72,954,243
売上原価	48,559,043
売上総利益	24,395,199
販売費及び一般管理費	24,098,928
営業利益	296,270
営業外収益	325,858
受取利息及び受取配当金	31,095
受取手数料	185,382
その他の	109,380
営業外費用	146,566
支払利息	136,656
その他の	9,910
経常利益	475,562
特別利益	2,942
固定資産売却益	2,942
特別損失	678,903
固定資産除却損	13,818
減損	664,898
その他の	186
税金等調整前当期純損失	200,399
法人税、住民税及び事業税	168,262
法人税等調整額	30,231
当期純損失	398,893
非支配株主に帰属する当期純利益	49,122
親会社株主に帰属する当期純損失	448,015

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年4月20日

株式会社ワンダーコーポレーション  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 神 代 勲 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 菊 地 徹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワンダーコーポレーションの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワンダーコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>17,599,176</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,466,327</b>
現金及び預金	3,958,644	買掛金	3,208,909
売掛金	1,064,646	短期借入金	8,500,000
商品	11,143,764	一年内返済予定の長期借入金	713,143
貯蔵品	19,725	リース債務	533,229
前払費用	15,631	未払金	12,276
前払税金	246,705	未払費用	939,681
繰上引当金	276,863	未払法人税等	249,522
繰上引当金	876,694	前受金	137,018
繰上引当金	△3,498	預り金	351,699
		賞与引当金	113,193
<b>固定資産</b>	<b>11,642,843</b>	ポイント引当金	391,293
<b>有形固定資産</b>	<b>5,552,203</b>	その	316,357
建物	2,704,276	<b>固定負債</b>	<b>5,260,893</b>
構築物	305,272	長期借入金	1,868,319
車両運搬具	518	リース債務	1,100,196
器具備品	297,431	退職給付引当金	615,990
土地	1,207,858	資産除去債務	816,809
建物	1,019,228	繰上引当金	151
建設仮勘定	17,615	繰上引当金	859,427
<b>無形固定資産</b>	<b>434,406</b>	<b>負債合計</b>	<b>20,727,220</b>
借地権	233,057	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	34,444	<b>株主資本</b>	<b>8,514,471</b>
その他の資産	166,904	資本金	2,358,900
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,656,233</b>	資本剰余金	2,457,759
関係会社株式	1,054,600	資本準備金	2,360,793
長期前払費用	403,262	その他資本剰余金	96,965
敷金及び保証金	4,121,797	<b>利益剰余金</b>	<b>3,699,898</b>
長期貸付金	26,235	利益準備金	3,330
破産更生債権等	107,018	その他利益剰余金	3,696,568
繰上引当金	31,307	固定資産圧縮積立金	5,708
繰上引当金	△87,987	別途積立金	2,600,000
		繰越利益剰余金	1,090,859
		自己株式	△2,087
		評価・換算差額等	328
		その他有価証券評価差額金	328
<b>資産合計</b>	<b>29,242,020</b>	<b>純資産合計</b>	<b>8,514,799</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>29,242,020</b>

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損益計算書

(平成29年3月1日から  
平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	57,655,420
売上原価	40,074,442
売上総利益	17,580,978
販売費及び一般管理費	17,426,495
営業利益	154,483
営業外収益	263,959
受取利息及び受取配当金	37,416
受取手数料	132,429
その他の	94,113
営業外費用	114,376
支払利息	108,664
その他の	5,711
経常利益	304,066
特別利益	2,942
固定資産売却益	2,942
特別損失	628,990
固定資産売却損	186
固定資産除却損	8,114
減損	620,689
税引前当期純損失	321,982
法人税、住民税及び事業税	112,756
法人税等調整額	13,643
当期純損失	448,382

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主総会参考書類

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年4月20日

株式会社ワンダーコーポレーション  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 神 代 勲 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菊 地 徹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワンダーコーポレーションの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月25日

株式会社ワンダーコーポレーション監査役会

常勤監査役 塚田 英雄 ㊟

社外監査役 木島 千華夫 ㊟

社外監査役 内田 勉 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### (1) 提案の理由

- ① 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、新たな機関設計として、監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監査・監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図り、経営の健全性と透明性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行したく、関連する定款の一部を変更するものであります。
- ② 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日としておりますが、当社親会社であるRIZAPグループ株式会社と事業年度を一致させることにより、連結決算ならびに業績開示等をより適切に行うことを目的とし、これを毎年4月1日から翌年3月31日までといたします。これに伴い、関連する定款の一部を変更するものであります。  
また、事業年度の変更に伴う経過措置として、新たに附則を設けるものであります。
- ③ 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第一章 総 則	第一章 総 則
(機関) 第4条 (条文省略) (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	(機関) 第4条 (現行どおり) (1)取締役会 (2)監査等委員会 (削除) (3)会計監査人
第三章 株主総会	第三章 株主総会
(定時株主総会の基準日) 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、 毎年2月末日とする。	(定時株主総会の基準日) 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、 毎年3月31日とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、15名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役 (監査等委員である取締役を含む。)</u> の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。</p> <p>3. <u>取締役 (監査等委員である取締役を含む。)</u> の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>4. <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第19条 <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役および取締役相談役若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役および取締役相談役若干名を定めることができる。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第五章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>第五章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u>  第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(監査等委員会の選任)</u>  第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u>  第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第六章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 当社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>から翌年<u>2月末日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第36条 (条文省略) (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>8月31日</u>とする。</p> <p>3. (条文省略) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第六章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第31条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第32条 (現行どおり) (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 平成30年5月開催の第30回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</p> <p>2 平成30年5月開催の第30回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p> <p>3 第31条(事業年度)の規定にかかわらず、平成30年3月1日から始まる第31期事業年度は、平成31年3月31日までの13ヶ月とする。なお、本附則は第31期事業年度経過後、これを削除する。</p> <p>4 第32条(剰余金の配当の基準日)の規定にかかわらず、第31期事業年度の中間配当の基準日は平成30年8月31日とする。なお、本附則は第31期事業年度経過後、これを削除する。</p>

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役5名（全員）は任期満了となります。また、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため2名増員して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	ない どう まさ よし 内 藤 雅 義 (昭和34年5月4日生)	平成23年6月 (株)大創産業専務取締役 平成29年3月 RIZAPグループ(株)入社 平成29年5月 同社購買・物流本部長（現任） 平成29年6月 同社取締役（現任） 平成29年8月 (株)五輪パッキング取締役（現任） 平成30年1月 (株)D&M取締役（現任） 平成30年1月 (株)B&D取締役（現任） (重要な兼職の状況) RIZAPグループ(株) 取締役	—
2	たか だ おさむ 高 田 修 (昭和27年7月1日生)	平成26年6月 当社入社 平成26年6月 当社執行役員開発本部長 平成27年5月 当社取締役開発部長 平成29年3月 当社代表取締役社長 平成29年5月 (株)ニューウェイブファシリティーズ代表取締役社長（現任） 平成29年5月 (株)Tポイントパートナーズつくば代表取締役社長（現任） 平成30年4月 当社代表取締役社長兼CEO（現任） (重要な兼職の状況) (株)ニューウェイブファシリティーズ 代表取締役社長 (株)Tポイントパートナーズつくば 代表取締役社長	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	みやもと まさあき 宮本正明 (昭和34年12月3日生)	昭和57年3月 (株)カスミストア (現：(株)カスミ) 入社 平成2年3月 当社転籍 平成9年5月 当社取締役管理本部マネジャー 平成18年5月 当社常務取締役管理本部長 平成25年4月 当社常務取締役経営戦略室長 平成27年5月 当社取締役経営戦略部長 平成27年12月 (株)Tポイントパートナーズつくば代表取締役社長 平成28年3月 当社取締役 平成28年5月 (株)ワンダーネット代表取締役社長 平成29年3月 当社取締役管理本部長 平成30年4月 (株)Vidaway取締役副社長 (現任) 平成30年4月 当社取締役監査室長 (現任) (重要な兼職の状況) (株)Vidaway 取締役副社長	8,000株
4	あそ まさみち 阿曾雅道 (昭和38年12月19日生)	平成7年3月 当社入社 平成11年5月 当社取締役エンタテインメント商品統括マネジャー 平成16年3月 当社常務取締役営業本部長 平成18年5月 当社専務取締役営業本部長 平成25年4月 当社専務取締役 平成25年5月 (株)新星堂代表取締役社長 平成28年5月 当社取締役 平成29年3月 当社取締役営業本部長 平成29年5月 (株)ワンダーネット代表取締役社長 (現任) 平成30年4月 当社取締役営業本部長兼COO (現任) (重要な兼職の状況) (株)ワンダーネット 代表取締役社長	12,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	おおつぼまさ はる 大坪 真治 (昭和55年4月9日生)	平成16年4月 (株)T I S コンサルティング入社 平成22年1月 一般財団法人アライアンス・フォーラム財団入職 平成24年5月 クオインタムリープ(株)入社 平成26年1月 (株)ハーツユナイテッドグループ入社 平成26年8月 (株)プレミアムエージェンシー取締役 平成27年1月 同社代表取締役社長 平成27年1月 (株)Z E G取締役 平成28年1月 (株)フレイムハーツ取締役 平成28年5月 電心軟件科技(上海)有限公司 董事 平成30年1月 RIZAPグループ(株)入社	—
6	まつだ だい さく 松田 大作 (昭和44年2月7日生)	平成4年4月 (株)ニチレイ入社 平成12年2月 (株)フォーシーズ入社 平成18年7月 同社常務執行役員業務・調達本部長 平成22年7月 同社専務取締役 平成28年9月 (株)力の源ホールディングス入社 平成28年10月 同社購買・調達本部長 平成29年6月 同社取締役(現任) 平成30年4月 RIZAPグループ(株)入社	—
7	いけ うち きよ かず 池内 清和 (昭和36年11月29日生)	昭和59年4月 (株)ワールド入社 平成11年5月 同社執行役員 平成13年5月 同社販売事業COO常務取締役 平成15年7月 (株)島忠専務取締役 平成17年5月 同社取締役副社長 平成18年5月 (株)F B P パートナーズ代表取締役 平成19年6月 (株)ポイント常務執行役員 平成21年8月 イオン(株)理事 平成22年5月 (株)コックス代表取締役 平成24年5月 セームマインド(株)代表取締役(現任) 平成24年5月 (株)リーヴァース代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) セームマインド(株) 代表取締役社長 (株)リーヴァース 代表取締役社長	—

(注) 各候補者と当社との特別の利害関係について

- (1) 取締役候補者内藤雅義氏はRIZAPグループ(株)の取締役を兼務しております。RIZAPグループ(株)は当社の親会社であります。
- (2) その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	つかだひでお 塚田英雄 (昭和33年12月27日生)	平成17年9月 当社入社 平成18年1月 当社執行役員経理財務部長 平成18年5月 当社取締役管理統括長 平成23年6月 当社取締役管理本部副本部長 平成25年4月 当社取締役管理本部長 平成28年5月 当社取締役管理副部長 平成29年3月 当社取締役管理副本部長 平成29年5月 当社常勤監査役(現任)	—
2	おおつかかずあき 大塚一暁 (昭和56年8月14日生)	平成18年9月 弁護士登録 平成18年9月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所 平成24年9月 大塚・川崎法律事務所設立 代表弁護士就任(現任) 平成29年6月 堀田丸正(株)取締役(現任) (重要な兼職の状況) 堀田丸正(株) 取締役	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	<p style="text-align: center;">こじ ま しげる 小島 茂 (昭和43年1月9日生)</p>	<p>平成3年4月 学校法人高宮学園代々木ゼミナール入社                      平成14年4月 小島社会保険労務士事務所開業                      平成14年9月 (有)プラン・ドゥ・シー代表取締役(現任)                      平成17年1月 (株)エスネットワーク入社                      平成19年1月 ヒューマンテラス(株)取締役(現任)                      平成21年4月 (株)イーエスペイロール代表取締役                      平成22年5月 (株)ウィル取締役(現任)                      平成27年4月 (株)エスネットワークス監査役(現任)                      平成28年8月 (株)パスポート監査役                      平成29年6月 堀田丸正(株)取締役(現任)                      平成29年6月 (株)パスポート取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)                      堀田丸正(株) 取締役                      (株)パスポート 取締役(監査等委員)</p>	—

(注) 各候補者と当社との特別の利害関係について

- (1) 大塚一暁氏及び小島茂氏は、当社の親会社であるRIZAPグループ(株)の子会社である堀田丸正(株)の取締役を兼務しております。
  - (2) その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大塚一暁氏及び小島茂氏は、社外取締役候補者であります。
  3. 社外取締役候補者の選任理由  
 大塚一暁氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏がこれまで培ってきた弁護士及び経営者としての経験を、当社の監査に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
 小島茂氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏がこれまで培ってきた経営者としての豊富な経験等から、取締役会に対する有益なアドバイスをいただくと共に、幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  4. 当社は、大塚一暁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
  5. 各社外取締役候補者の選任が承認された場合は、当社は各社外候補者との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。

#### **第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成15年5月30日開催の定時株主総会において年額150百万円以内とする旨のご承認をいただき現在に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めにて代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を年額150百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含めないものとしたと存じます。

現在の取締役は5名ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

#### **第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の長年にわたる会計監査の実績、独立性をはじめ職業的専門家としての適格性、当社の会計監査が適切に行われることを確保する体制などを総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

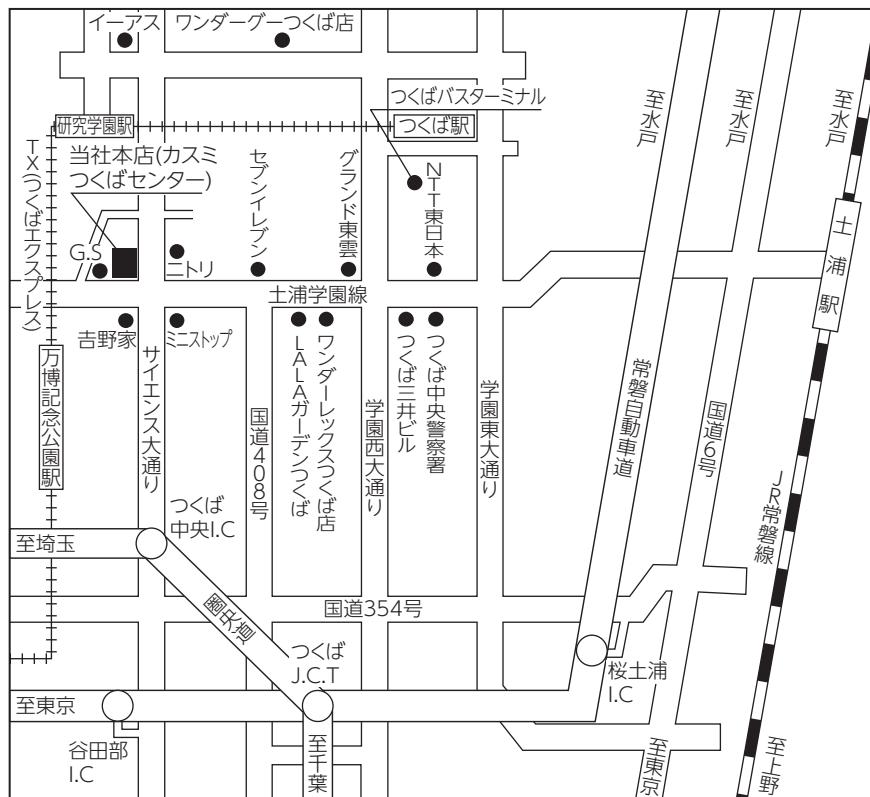
名 称	太陽有限責任監査法人	
主たる事務所の所在地	東京都港区赤坂八丁目1番22号	
沿 革	昭和46年9月 太陽監査法人設立 平成18年1月 ASG監査法人と合併し、太陽ASG監査法人となる 平成20年7月 有限責任組織形態に移行 太陽ASG有限責任監査法人となる 平成24年7月 永昌監査法人と合併 平成25年10月霞が関監査法人と合併 平成26年10月太陽有限責任監査法人に法人名変更	
概 要	資本金	303百万円
	構成人員	
	代表社員・社員	56名
	特定社員	1名
	公認会計士	195名
	公認会計士試験合格者等	84名
	その他専門職員	60名
	事務職員	42名
	合計	438名
	関与会社	
	金融商品取引法・会社法監査	151社
	金融商品取引法監査	10社
	会社法監査	103社
	その他法定監査	127社
	その他の任意監査	222社

(平成30年3月31日現在)

以 上



## 株主総会会場ご案内図



当社本店（カスミつくばセンター）2階 第一研修室  
 茨城県つくば市西大橋599番地1  
 電話 029-858-3340

圏央道つくば中央I.Cより約5分  
 常磐自動車道谷田部I.Cより約15分  
 TX研究学園駅よりタクシーで約5分、徒歩で約25分  
 つくばバスターミナルよりタクシーで約10分  
 JR常磐線土浦駅よりタクシーで約30分

※「研究学園駅」南出口付近より、専用送迎車をご用意しております。  
 研究学園駅発：午前9時15分、午前9時30分  
 午前9時45分、午前10時00分